

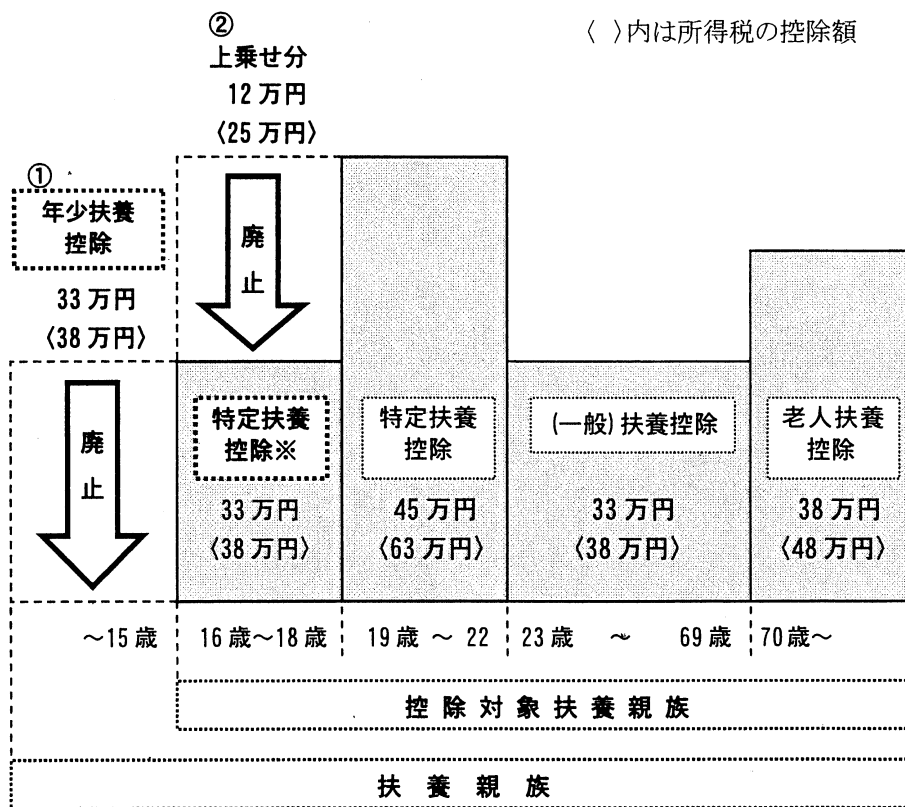
横浜市からのお知らせ

個人住民税の税制改正(扶養控除の改正)について

扶養控除の改正(個人住民税は24年度、所得税は23年分から適用)

22年度の税制改正により個人住民税(市民税・県民税)と所得税の扶養控除が改正されました。

- 16歳未満(平成8年1月2日以後生まれ)の扶養親族に係る扶養控除33万円(所得税は38万円)が廃止されました。(下の図の①の部分)
- 16歳以上19歳未満(平成5年1月2日～平成8年1月1日生まれ)の特定扶養親族に係る扶養控除の上乗せ部分12万円(所得税は25万円)が廃止され、扶養控除の額が33万円(所得税は38万円)となりました。(下の図の②の部分)
- 19歳以上23歳未満の特定扶養親族に係る扶養控除、23歳以上70歳未満の扶養親族に係る扶養控除及び70歳以上の老人扶養控除については、変更ありません。



※24年度(23年分)から一般扶養控除となります。

Q&A

Q. 15歳までの扶養親族が障害者の場合、扶養控除だけではなく、障害者控除の適用も受けられなくなるのでしょうか？

A. 障害者控除については、今までと同様に適用を受けることができます。

また、扶養親族が同居特別障害者に該当する場合は、障害者控除に同居特別加算額(住民税:23万円、所得税:35万円)が加算されます。

◎お問合せ先

区役所税務課市民税担当もしくは横浜市財政局税務課 (TEL045-671-2253 FAX045-641-2775)